

参考資料 1 「グリーンボンドに期待される事項」のチェックリスト

参考資料1 「グリーンボンドに期待される事項」のチェックリスト

※以下は、本ガイドライン第2章第2節において「べきである」「望ましい」「奨励される」と表記した項目の一覧表である。

内容	記載場所	べきである/ 望ましい /奨励される	✓
1－1. 調達資金の用途			
✓ グリーンボンドにおいて肝要なのは、その調達資金が適格なグリーンプロジェクトのために使われることであり、そのことは、証券に係る法的書類に適切に記載されるべきである。	1－1 原則(1) 1文目	べきである	
✓ 調達資金使途先となる全ての適格なグリーンプロジェクトは明確な環境面での便益を有すべきであり、その便益は発行体によって評価され、実現可能な場合は、定量的に示されるべきである。	1－1 原則(1) 2文目	べきである	
✓ 調達資金の全部あるいは一部がリファイナンスのために使われる場合、又はその可能性がある場合、発行体は、初期投資に使う分とリファイナンスに使う分の推定比率を示し、また、適切な場合は、どの投資又はプロジェクトポートフォリオがリファイナンスの対象になるかを明らかにするとともに、該当する場合は、リファイナンス対象となる適格なグリーンプロジェクトの想定される対象期間（ルックバック期間）を示すことが望ましい。	1－1 原則(2)	望ましい	

参考資料 1 「グリーンボンドに期待される事項」のチェックリスト

内容	記載場所	べきである/ 望ましい /奨励される	✓
1－1. 調達資金の使途			
✓ 調達資金の使途をリファイナンスとする場合、社債においては、企業内容等の開示に関する内閣府令において本項目に記載の情報を開示することが定められている。それ以外の種類の債券の場合においても、透明性向上の観点等から当該情報を開示することが望ましい。	1－1 解説(5) 脚注	望ましい	
✓ 長期にわたり維持が必要である資産について、複数回のグリーンボンドの発行を通じてリファイナンスを行う場合は、発行時点において、その資産の経過年数、残存耐用年数やリファイナンスされる額を明確に開示し、長期にわたる環境改善効果の持続性について評価し、必要に応じて外部レビュー機関による評価を受け確認するべきである。	1－1 解説(7)	べきである	
✓ すべてのグリーンイネープリングプロジェクトは環境面での明確な便益をもたらし、あらゆる潜在的な環境又は社会の負のインパクトからの保護を確保すべきである。グリーンボンドによりグリーンイネープリングプロジェクトの資金を調達しようとする発行体はグリーンイネープリングプロジェクトガイダンス文書を参照すべきである。	1－1 原則(3) 8、9文目	べきである	

参考資料 1 「グリーンボンドに期待される事項」のチェックリスト

内容	記載場所	べきである/ 望ましい /奨励される	✓
1－2. プロジェクトの評価と選定のプロセス			
✓ グリーンボンドの発行体は、以下の点を投資家に対して明確に伝えるべきである。 ・ 適格なグリーンプロジェクトの環境面での持続可能性に係る目標； ・ 発行体が、対象となるプロジェクトが適格なグリーンプロジェクトの分類に含まれると判断するプロセス(具体例は上述で特定している)；及び、 ・ 関連するプロジェクトに付随すると認識される社会的、環境的リスクを特定・管理するプロセスについての補完情報	1－2 原則(1)	べきである	
✓ グリーンボンドにより調達される資金の充当対象となる個別のグリーンプロジェクトが決定している場合には不要であるが、充当対象となる個別のグリーンプロジェクトが決定していない場合（（i）一般事業者、地方自治体等が自らの一定の分類に属するグリーンプロジェクトに係る資金調達をするためグリーンボンドを発行する場合、（ii）金融機関等が多数のグリーンプロジェクトに対する投資・融資の原資を調達する場合、など）には、上記のほか、調達資金の充当対象とするグリーンプロジェクトが環境面での持続可能性に係る目標に合致すると判断するための規準（Criteria）についても策定し、事前に投資家に説明すべきである。	1－2 解説(1)	べきである	
✓ 発行体は、調達資金の充当プロセスに応じて、グリーンボンドの調達資金を充当したプロジェクトのリストを提供するか、又はポートフォリオレベルのみ報告することが望ましく、投資家その他の市場関係者が資金使途の適切性を評価できるようにするため、「風力発電事業のための設備建設」「バイオマス発電事業に係る融資」などのように、一定の分類を示して行うべきである。	1－2 解説(3) 1文目	べきである	

参考資料 1 「グリーンボンドに期待される事項」のチェックリスト

内容	記載場所	べきである/ 望ましい /奨励される	✓
1－2. プロジェクトの評価と選定のプロセス			
✓ 調達資金の使途となる個別のグリーンプロジェクトが具体的に確定している場合には、当該グリーンプロジェクトを明示して行うことが望ましい。	1－2 解説(3) 2文目	望ましい	
✓ グリーンプロジェクトを評価・選定するための規準の例としては、以下のようなものが考えられる。評価・選定に当たり、参照する環境基準・認証がある場合、それらについても事前に投資家に説明することが望ましい。	1－2 解説(6)	望ましい	
✓ グリーンプロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセスには、環境関連部署などの専門性のある部署や、外部レビュー機関が関与し、環境の観点からの適切性を確保するための牽制を働かせることが望ましい。	1－2 解説(8)	望ましい	
✓ グリーンプロジェクトが、本来の環境改善効果とは別に、付随的に、環境・社会に対してネガティブな効果を持つ場合には、投資家その他の関係者が適切に評価出来るよう、発行体は、そのネガティブな効果の評価や、対応の考え方等も併せて説明すべきである。	1－2 解説 (11)	べきである	

参考資料 1 「グリーンボンドに期待される事項」のチェックリスト

内容	記載場所	べきである/ 望ましい /奨励される	✓
1－2. プロジェクトの評価と選定のプロセス			
✓ 発行体はまた、以下を実施することが奨励される。 ・ 上記の情報を、発行体の環境面での持続可能性に関する包括的な目的、戦略、及び／又はプロセスの文脈の中に位置づけること。 ・ 関連する場合は、政府又は市場ベースのタクソノミー、関連する適格性規準（該当する場合は除外規準を含む）とプロジェクトの適合に関する情報を提供し、更にプロジェクト選定において参照した環境基準又は認証を公開すること。 ・ 関連するプロジェクトから生じる、社会及び／又は環境への負のインパクトによる既知の重大なリスクに対する緩和策を特定するプロセスを有すること。そのような緩和策には、明確かつ関連するトレードオフ分析の実施及び発行体が潜在的なリスクを有意義であると評価する場合に必要なモニタリングが含まれ得る。	1－2 原則(2)	奨励される	
✓ 「発行体の包括的な目的、戦略、政策」とは、「中期経営計画、サステナビリティ戦略等」が考えられる。また、発行後も当該情報を中期経営計画、サステナビリティ戦略等の文脈の中に位置づけた上で投資家の求めに応じて説明することが望ましい。	1－2 解説 (14)	望ましい	
✓ 環境基準・認証等を参照した場合には、参照した環境基準・認証等と実際のグリーンプロジェクト等がどの様に適合しているのかを併せて説明することが望ましい。	1－2 解説 (15)2文目	望ましい	

参考資料 1 「グリーンボンドに期待される事項」のチェックリスト

内容	記載場所	べきである/ 望ましい /奨励される	✓
1－2. プロジェクトの評価と選定のプロセス			
✓ 外部の認証を活用する場合には、単に認証を満たすことだけでなく、それによって達成される環境改善効果等についても説明することが望ましい。	1－2 解説 (15) 3文目	望ましい	
1－3. 調達資金の管理			
✓ グリーンボンドによって調達される資金に係る手取金、あるいは手取金と同等の金額は、サブアカウントで管理されるか、サブポートフォリオに組み入れられるか、又はその他適切な方法のいずれかにより発行体により追跡されるべきである。	1－3 原則(1) 1文目	べきである	
✓ 当該手取金は、適格なグリーンプロジェクトに係る発行体の投融資業務に関連する正式な内部プロセスの中で、発行体によって証明されるべきである。	1－3 原則(2) 2文目	べきである	
✓ 調達資金の管理については、証憑となる文書等を適切に保管しておくことが望ましい。	1－3 解説(2)	望ましい	
✓ 発行体は、グリーンボンドにより調達される資金の追跡管理の方法について、フレームワーク等により投資家に事前に説明すべきである。	1－3 解説(3)	べきである	
✓ グリーンボンドにより調達した資金は、早期にグリーンプロジェクトへ充当するべきである。	1－3 解説(4)	べきである	

参考資料 1 「グリーンボンドに期待される事項」のチェックリスト

内容	記載場所	べきである/ 望ましい /奨励される	✓
1－3. 調達資金の管理			
✓ グリーンボンドが償還されるまでの間、追跡されている手取金の残高は、一定期間ごとに、当該期間中に実施された適格グリーンプロジェクトへの充当額と一致するように調整されるべきである。	1－3原則(2) 1文目	べきである	
✓ 発行体は、未充当資金の残高についての想定される一時的な運用方法を投資家に知らせるべきである。	1－3原則(2) 2文目	べきである	
✓ グリーンボンド原則は高い水準の透明性の確保を奨励する。	1－3原則(2) 4文目	奨励する	
✓ グリーンボンドの調達資金の内部追跡管理方法と、その資金の充当状況について検証するため、発行体による調達資金の管理は、外部監査機関又はその他の第三者機関の活用によって補完されることが望ましい。	1－3原則(2) 5文目	望ましい	
✓ 未充当資金の運用方法は、現金又は現金同等物、短期金融資産等の安全性及び流動性の高い資産による運用とすることが望ましい。	1－3解説(6)	望ましい	

参考資料 1 「グリーンボンドに期待される事項」のチェックリスト

内容	記載場所	べきである/ 望ましい /奨励される	✓
1－4. レポーティング			
✓ 発行体は、資金使途に関する最新の情報を作成・維持し、容易に入手可能な形で開示すべきであり、また、その情報を調達資金がすべて充当されるまで年に一度は更新し、かつ重要な変化があった場合は速やかに更新すべきである。	1－4原則 (1) 1文目	べきである	
✓ 年次報告書には、グリーンボンドの調達資金が充当されている各プロジェクトのリスト、各プロジェクトの概要、充当された資金の額及び期待されるインパクトが含まれるべきである。	1－4原則 (1) 2文目	べきである	
✓ 守秘義務契約が存在する場合や競争上の配慮が必要な場合、又は対象プロジェクトの数が多く詳細な情報を提供することが制限される場合、GBPは提供する情報を一般化した形、又は集計したポートフォリオ単位（例えば、一定の分類への充当割合）で開示することが望ましい。	1－4原則 (1) 3文目	望ましい	
✓ 社債においては、GBPで定められている未充当資金の運用方法に加え、企業内容等の開示に関する内閣府令において本項目に記載の情報を開示することが定められている。それ以外の種類の債券の場合においても、透明性向上等の観点から当該情報を開示することが望ましい。	1－4原則(1) 解説(5)脚注	望ましい	

参考資料 1 「グリーンボンドに期待される事項」のチェックリスト

内容	記載場所	べきである/ 望ましい /奨励される	✓
1-4. レポーティング			
✓ 期待される及び／又は達成されたプロジェクトのインパクトを伝える上では、透明性が特に重要である。そのために、定性的なパフォーマンス指標を使用すること、及び、実現可能な場合には、定量的なパフォーマンス指標を使用すること及び定量値を導く上で用いた主要な算出方法及び／又は仮定を開示することが望ましい。	1-4 原則 (2) 1、2 文目	望ましい	
✓ 発行体は、ICMA（2024.6）「 Harmonised Framework for Impact Reporting 」に示されるガイダンス及びインパクト・レポーティングのためのテンプレートを、可能な場合には、参照し、採用すべきである。	1-4 原則 (2) 3 文目	べきである	
✓ 環境改善効果の開示に当たっては、実現可能な場合には定量的な指標が用いられ、その算定方法や前提条件とともに示されることが望ましい。	1-4 解説 (10)	望ましい	
2-1. グリーンボンド・フレームワーク			
✓ 発行体は、グリーンボンド・フレームワーク又は法定書類により、グリーンボンド又はグリーンボンドプログラムがGBPの4つの核となる要素（調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポーティング）に適合していることを説明すべきである。	2-1 原則 (1) 1 文目	べきである	
✓ グリーンボンド・フレームワーク及び／又は法定書類は、投資家が容易にアクセス可能な形式で参照できるようにすべきである。	2-1 原則 (1) 2 文目	べきである	

参考資料 1 「グリーンボンドに期待される事項」のチェックリスト

内容	記載場所	べきである/ 望ましい /奨励される	✓
2-1. グリーンボンド・フレームワーク			
✓ 発行体は、グリーンボンド・フレームワークにおいて、発行体の包括的なサステナビリティ戦略の文脈に沿って、関連する情報を要約することが望ましい。	2－1 原則 (2) 1文目	望ましい	
✓ 発行体は、プロジェクトの選定において参照されたあらゆるタクソノミー、環境基準、又は認証を公開することが奨励される。	2－1 原則 (2) 3文目	奨励される	
✓ 基準・認証等を参照した場合には、参照した環境基準・認証等と実際のグリーンプロジェクト等がどのように適合しているのかを併せて説明することが望ましい。	2－1 解説 (4)	望ましい	
✓ 外部の認証を活用する場合には、単に認証を満たすことだけでなく、それによって達成される環境改善効果についても説明することが望ましい。	2－1 解説 (5)	望ましい	
✓ 気候変動緩和を目的としたプロジェクトという文脈の中で、パリ協定と統合的なトランジション戦略を伝達する場合、発行体は「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック」のガイダンスを活用することが奨励される。	2－1 原則 (3)	奨励される	

参考資料 1 「グリーンボンドに期待される事項」のチェックリスト

内容	記載場所	べきである/ 望ましい /奨励される	✓
2-2. 外部レビュー			
✓ 発行体は、外部レビュー機関を任命し、債券発行前の外部レビューにより、グリーンボンド又はグリーンボンドプログラム及び／又はフレームワークと前述のGBPの4つの要素（調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理及びレポートイング）との適合性を評価することが望ましい。	2-2原則(1) 1文目	望ましい	
✓ グリーンボンド発行後、発行体による調達資金の管理は、グリーンボンドの調達資金の内部追跡管理方法と、その資金の充当状況について検証するため、外部監査機関又は第三者機関の活用によって補完されることが望ましい。	2-2原則(1) 2文目	望ましい	
✓ グリーンボンドのプロセスについて、発行体が外部からのインプットを得るための方法は多様であり、市場に供給され得る評価の種類は様々である。発行体は、これらの様々な種類の評価に関する推奨項目及び説明については、ICMA（2022.6）「 外部レビュー機関向けの自主ガイドライン 」を参照すべきである。	2-2原則(1) 3-4文目	べきである	
✓ セカンド・パーティー・オピニオン（SPO：Second Party Opinion）：SPOを提供することが出来るのは、環境、社会、サステナビリティの分野で専門性を持ち、発行体から独立した機関である。SPOを提供する機関は、債券のフレームワークに関するアドバイザー業務とは独立しているか、SPOの第三者性を確保するために機関内で情報障壁等の適切な施策が取られるべきである。	2-2解説(1) — A) 1、2文目	べきである	

参考資料 1 「グリーンボンドに期待される事項」のチェックリスト

内容	記載場所	べきである/ 望ましい /奨励される	✓
2-2. 外部レビュー			
✓ GBPは、外部レビュー機関に対し、自らの実績と関連する専門性を公表し、実施したレビューの範囲を明確に示すことを奨励する。	2-2 原則(2) 1文目	奨励する	
✓ 発行体は、外部レビューを自社のウェブサイト及び／又はその他のアクセス可能なコミュニケーションチャネルを通じて参照することができるよう適切に公開し、もし実施可能であればICMAのウェブサイトの サステナブル・ファイナンス・セクション に公開している外部レビューのテンプレートを使用すべきである。	2-2 原則(2) 2文目	べきである	
✓ 外部レビュー機関はレビューを付与するに当たり、以下の基礎的事項に則るべきである。①誠実性、②客観性、③プロフェッショナルとしての能力及び正当な注意、④守秘義務、⑤プロフェッショナルとしての行動。	2-2 解説(6) 1)-①～⑤	べきである	
✓ 外部レビューを実施するための組織構造として、外部レビューを適切に実施するための十分な組織体制を有し、外部レビューを実施する方法論や手続をあらかじめ定めているべきである。また、付与する外部レビューの領域をカバーするために必要とされる専門的な経験と資格を有する者を相当数雇用しているべきである。さらに、専門的分野に係る賠償責任保険を利用する場合、その対象範囲に言及するべきである。	2-2 解説(6) 2)-⑥～⑧	べきである	

参考資料 1 「グリーンボンドに期待される事項」のチェックリスト

内容	記載場所	べきである/ 望ましい /奨励される	✓
2-2. 外部レビュー			
✓ 外部レビュー機関の評価事項は外部レビューの種類に依るが、SPO については、以下等について評価するべきである。 ・ グリーンボンドに期待される4つの要素との適合性 ・ 資金使途となることが想定されるグリーンプロジェクトの種類 ・ 適格グリーンプロジェクトが目標とする環境改善効果 ・ 関連がある場合、グリーンプロジェクトに関連する潜在的な重大な環境・社会リスク（ネガティブな効果）	2-2 解説(6) 3)-⑨	べきである	
✓ 外部レビューの目的、業務の範囲、外部レビューを行う者の資格や外部レビュー機関としての専門性についての一般的な説明を含め、少なくとも、これらの情報を入手できる場所を示すべきである。	2-2 解説(6) 4)-⑩1文目	べきである	
✓ 専門性について、レビューの結果に係る文書等の中で記載を行うなどにより、明確に示すことが望ましい。	2-2 解説(6) 4)-⑩2文目	望ましい	
✓ レビューを付与する外部レビュー機関は、その発行体から独立している第三者性及び利益相反の方針に関する声明について、レビューの結果に係る文書等において含め、少なくとも、これらの情報を入手できる場所を示すべきである。	2-2 解説(6) 4)-⑪	べきである	

参考資料 1 「グリーンボンドに期待される事項」のチェックリスト

内容	記載場所	べきである/ 望ましい /奨励される	✓
2-2. 外部レビュー			
✓ レビューを利用する関係者の理解を容易にするために、レビューを付与する外部レビュー機関は、使用する定義やどの事項について、どのような評価規準に照らして評価を行ったかという分析的アプローチや方法を、レビューの結果に係る文書等の中で、明確に示すべきである。	2-2 解説(6) 4)-⑬2文目	べきである	
✓ 詳細な評価規準の開示は困難な場合があるものの、可能な範囲で、どのような評価規準に照らして評価を行ったかを明確に示すことが望ましい。	2-2 解説(6) 4)-⑬脚注	望ましい	
✓ 外部レビューにおいて評価する限界的事項も含め、外部レビューには、その結論・アウトプットを含め、少なくとも、これらの情報を入手できる場所を示すべきである。	2-2 解説(6) 4)-⑭	べきである	